

ひょうご地域安全まちづくり活動賞の概要

1 趣旨

「地域安全まちづくり条例」に基づき、地域安全まちづくり活動に取り組む個人、団体の模範となる活動を「ひょうご地域安全まちづくり活動賞」として表彰し、自治会、防犯協会、まちづくり防犯グループ等による地域安全まちづくり活動の促進を図る。

参考：地域安全まちづくり条例（抜粋）
（地域安全まちづくり活動への支援）

第11条 県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1)～(4) （省略）

(5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。

（以下省略）

2 賞の概要

(1) 位置付け

地域安全まちづくり活動分野の知事表彰として、県功労者表彰（地域安全功労）の下位に位置付けられ、活動年数のみならず、活動内容そのものを正當に評価して被表彰者を決定する（比較的短期の活動実績であっても表彰の対象とする）ことにより、既存の防犯協会の表彰制度とすみ分けを図っている。

また、ひょうご地域安全まちづくり活動賞の受賞者から、県功労者表彰（地域安全功労）の受賞者を選考することとなっている。

(2) 年間表彰枠 個人、団体あわせて概ね20件

(3) 選考方法

ア 被表彰者の推薦

市町長、県民局長、ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会員団体の長等に対して、下記の「推薦基準」に合致する個人又は団体の中から候補者の推薦を求める。

《推薦基準（表彰取扱要領第2条）》

被 表 彰 者	推 薦 基 準
先駆的な地域安全まちづくり活動を継続し、安全で安心な地域づくりに多大な貢献をした者	3年以上継続して先駆的、先導的な地域安全まちづくり活動を行っており、当該地域又は他の地域への波及効果が認められること
永年にわたり地域安全まちづくり活動を継続し、その功績が顕著で他の模範となる者	5年以上継続して地域安全まちづくり活動を行っていること

イ 被表彰者の決定

学識者等の第三者を含む「選考委員会」を設置し、別に定める「評価基準」をもとに評価を行い、表彰すべき個人及び団体を決定する。

(4) 表彰式

関係者が多く集まる「地域安全まちづくりセミナー」（例年2～3月開催）に併せて表彰式を開催し、知事から表彰楯を授与する。